

議案第45号

さいたま市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童相談所条例の一部を改正する条例

さいたま市児童相談所条例（平成14年さいたま市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
さいたま市 北部児童相 談所	[略]	西区、北区、大宮区、 見沼区及び岩槻区 の区域	さいたま市 児童相談所	[略]	さいたま市全域
さいたま市 南部児童相 談所		中央区、桜区、浦和 区、南区及び緑区 の区域			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部改正)
- 2 さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(センターの構成)</p> <p>第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。</p> <p>(1) <u>さいたま市児童相談所条例</u>（平成14年さいたま市条例第97号）第2条に規定する<u>さいたま市北部児童相談所及びさいたま市南部児童相談所</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(センターの構成)</p> <p>第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。</p> <p>(1) <u>さいたま市児童相談所条例</u>（平成14年さいたま市条例第97号）第2条に規定する<u>さいたま市児童相談所</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>